

令和5年度

P T A 総会議案書

及び

資料

合志市立合志楓の森小学校 P T A

<合志楓の森小PTAについて>

PTAは子どもたちを応援する団体であり、その趣旨に賛同していただける保護者と教職員の集まりです。開校当初からの登校指導、見守り活動はその一環で、多くの皆様のご協力により成り立つものであり、今後も保護者、地域の方、教職員で力を合わせて子どもたちをサポートするため、本校PTA設立は設立されました。

活動については検討を重ねながら、今できることを皆様と力を合わせて取り組んでいきたいと考えております。

このような趣旨をご理解いただき、すべての保護者の皆様にPTA加入にご協力をお願いいたします。

(加入については任意ではありますが、ご賛同いただけない場合は下記までご連絡ください。)

お問い合わせ先

合志楓の森小学校教頭：米澤

電話：096-245-6638（合志楓の森小学校）

令和4年度 PTA年間活動報告

月	学校関連行事	PTA関連行事	常置委員会・特別委員会活動予定		
			地区委員	選考委員	学級学年・文化・保健体育・広報委員
4	8 前期始業式	ホームページ上	R4.2月委員総会 (3月)当番表作成・配布(黒) 登校指導当番表作成(御) 登校指導当番表作成(陽)		/
	11 入学式	PTA総会資料掲載開始			
	15 授業参観・懇談会	書面総会			
	18 家庭訪問(～27日迄)	合志楓の森小PTA役員会			
	28 歓迎遠足				
5	25 振替休業日	合志楓の森小PTA役員会	登校指導当番表作成(陽)		/
	28 運動会	運動会協力			
6		合志楓の森小PTA役員会			/
7	1 授業参観・懇談会	合志楓の森小PTA役員会	登校指導当番表作成(黒)		/
	15 教育相談(～21迄)		登校指導当番表作成(御)		
	22 前期前半終了		通学路危険箇所所周知		
8	26 前期後半開始	愛校作業 合志楓の森小PTA役員会 合志市PTA連絡協議会役員会	登校指導当番表作成(陽)		/
9	8・9 5年集団宿泊		登校指導当番表作成(陽)		/
10	7 前期終業式	合志楓の森小PTA役員会	登校指導当番表作成(黒)		/
	11・12 秋休み	合志市PTA連絡協議会役員会	登校指導当番表作成(陽)		
	13 後期始業式				
	28・29 6年修学旅行				
11	5 上履授業 (授業参観・懇談会)	合志楓の森小PTA役員会 熊本県PTA研究大会 合志市学校給食会理事会	登校指導当番表作成(御)	次期役員・会計監査選出準備 選出文書作成・配付	/
12	19 教育相談(～22迄)	合志楓の森小PTA役員会	登校指導当番表作成(陽)		/
	23 後期前半終了 冬休み～1/9迄	合志市PTA連絡協議会役員会 親の学びプログラム 門松作り			
1	10 後期後半開始	合志楓の森小PTA役員会 合志市PTA連絡協議会役員会 合志市学校給食会理事会	登校指導当番表作成(黒)	次期役員・会計監査選出	/
2	4 上履授業 (授業参観・懇談会)	合志楓の森小PTA役員会	次年度委員総会 (新旧委員引継ぎ会)		/
3	10 お別れ遠足	合志楓の森小PTA役員会	R5年度当番表作成・配布		/
	23 卒業式	合志市PTA連絡協議会役員会			
	24 修了式、退任式	会計監査			

(黒) …黒石原区

(御) …御代志区

(陽) …陽光台区

第2号議案

令和4年度 予算・実績

収入

大項目	小項目	本年度予算	実績	備考
会費	保護者会費	¥1,818,000	¥1,963,500	保護者 505世帯 × 300円 × 12ヶ月
	教職員会費	¥147,600	¥147,600	教職員 41人 × 300円 × 12ヶ月
	会費合計	¥1,965,600	¥2,111,100	
繰越金	-	¥935,419	¥935,419	前年度繰越金
雑収入	-	¥0	¥25,076	税金利息
合計		¥2,901,019	¥3,121,595	

支出



大項目	小項目	予算	実績	備考	
運営費	総会費	¥100,000	¥52,000	総会費	
	会議費	¥20,000	¥7,800	名委員会会議・康成費・監査代	
	雑用費	¥200,000	¥3,626	用紙・封筒・文・機インク・消耗品他	
	備品費	¥400,000	¥74,315	PC+ウイルス対策ソフト、備品収納棚、金庫、キーボード、ケーブル、プリンター、教職員他	
	旅費	¥200,000	¥14,500	県P大会参加費(沖縄開催)、研修会交通費他	
	運営費合計	¥920,000	¥152,271		
事業費	総務費	¥260,000	¥301,505	運動会準備費、要校作業準備費、門松作製費、各種会作証票印刷金他	
	委員会活動費		¥225,000	¥0	学年・学級委員会 (750人 × 300円)
			¥40,000	¥0	保健体育委員会
			¥40,000	¥0	広報委員会
			¥40,000	¥0	文化委員会
			¥40,000	¥0	地区委員会
		¥20,000	¥0	選考委員会	
	記念誌	¥80,000	¥41,580	卒業CDケース、転写機記念品(花代など)他	
事業費合計	¥745,000	¥343,085			
通信費	-	¥84,000	¥0	会長用携帯電話 (月7000円×見積もり)	
庶務費	-	¥10,000	¥10,129	影印・写真金	
負担金	県・郡・市 PTA負担金	¥250,000	¥247,280	県・郡・市 PTA負担金	
	PTA、安全互助会	¥450,000	¥470,420	PTA、安全互助会	
	負担金合計	¥700,000	¥717,700		
積立金	-	¥50,000	¥50,000	記念事業、物品購入のための積立金	
予備費	-	¥392,019	¥660		
合計		¥2,901,019	¥1,273,845		

収入	¥3,121,595
支出	¥1,273,845
繰越金	¥1,847,750

会計監査報告

令和5年4月4日、同志社の森小中学校の帳簿及び損益通帳などR3,4年度の収支簿を、本監査を行いました。
 正確かつ適正に処理されていると報告いたします。

令和5年4月4日

監事 丸山 恵美子 
 監事 与川 千枝 

令和5年度 PTA 執行部 (案)

役 職	氏 名	地 区
会 長	佐藤 由布子	黒石原
副 会 長	川添 房子	陽光台
	永田 慎一	陽光台
書 記	日渡 和美	黒石原
	村上 友起子	黒石原
会 計	榮 峰男	御代志
	中島 仁	御代志
会 計 監 査	平野 武士	陽光台
	福留 生将	陽光台

令和5年度 PTA活動計画（案）

月	学校関連行事		PTA関連行事	常置委員会・特別委員会活動予定		
				地区委員	選考委員	プロジェクトチーム
4	10	前期始業式	PTA総会	R4.2月委員総会 (3月) 当番表作成・配布 (黒) 登校指導当番表作成 (御) 登校指導当番表作成 (陽)		
	11	入学式	合志楓の森小PTA運営委員会			
	17	家庭訪問 (~27日迄)				
	22	授業参観・懇談会				
	28	歓迎遠足				
5	25	振替休業日	合志楓の森小PTA役員会	登校指導当番表作成 (陽)		発足
	27	運動会	愛校作業 運動会協力			
6			合志楓の森小PTA役員会			
7	8	授業参観・引き渡し訓練	合志楓の森小PTA役員会	登校指導当番表作成 (黒)		
	21	前期前半終了	合志楓の森小PTA運営委員会	登校指導当番表作成 (御) 通学路危険個所の周知		
8	28	前期後半開始	愛校作業 合志楓の森小PTA役員会 合志市PTA連絡協議会役員会	登校指導当番表作成 (陽)		
	11・12	5年集団宿泊		登校指導当番表作成 (陽)		
10	2・3	6年修学旅行	合志楓の森小PTA役員会	登校指導当番表作成 (黒)		楓の森フェスタ
	6	前期終業式	合志市PTA連絡協議会役員会	登校指導当番表作成 (陽)		
	7	秋休み (~11日迄)	合志楓の森小PTA運営委員会			
	12	後期始業式	楓の森フェスタ			
11	24	授業参観・懇談会	合志楓の森小PTA役員会 熊本県PTA研究大会 合志市学校給食会理事会 金陽会展示	登校指導当番表作成 (御)	次期役員会計監査選出準備 選出文書作成・配付	
12	22	後期前半終了	合志楓の森小PTA役員会	登校指導当番表作成 (陽)		
		冬休み ~ 1/8迄	合志市PTA連絡協議会役員会 親の学びプログラム 門松作り			
1	9	後期後半開始	合志楓の森小PTA役員会 合志市PTA連絡協議会役員会 合志市学校給食会理事会 合志楓の森小PTA運営委員会	登校指導当番表作成 (黒)	次期役員・会計監査選出	
2	16	授業参観・懇談会	合志楓の森小PTA役員会	次年度委員総会 (新旧委員引継ぎ会)		
3	15	お別れ遠足	合志楓の森小PTA役員会	R5年度当番表作成・配布		
	21	卒業式	合志市PTA連絡協議会役員会			
	22	修了式	会計監査			

学校行事、PTA行事とも予定です。

日程は変更される場合がありますので、ご承知おきます。

(黒) … 黒石原区

(御) … 御代志区

(陽) … 陽光台区

第5号議案

令和5年度 予算(案)

1. PTA会費の設定

令和5年度(西暦2023年度) 3,000円 1世帯/年間(月300円 × 10ヶ月)

2. 会費の徴収

一括徴収

■ 収入

大項目	小項目	本年度予算	備考
会費	保護者会費	¥1,620,000	保護者 544世帯 × 300円 × 10ヶ月
	教職員会費	¥123,000	教職員 41人 × 300円 × 10ヶ月
	会費合計	¥1,743,000	
繰越金	-	¥1,847,750	前年度繰越金
雑収入	-	¥0	預金利息
合計		¥3,590,750	

■ 支出

大項目	小項目	予算	備考
運営費	総会費	¥100,000	総会費
	会議費	¥20,000	各委員会会議・運営費・監査代
	需用費	¥200,000	用紙・封筒・コピー機インク・消耗品他
	備品費	¥400,000	PC+ウイルス対策ソフト、備品収納棚、金庫、キーパー、クーラーボックス、救護品他
	旅費	¥100,000	県P大会参加費、研修会交通費他
	運営費合計	¥820,000	
事業費	総務費	¥760,000	運動会準備費、愛校作業準備費、門松作製費、金陽会作品展示会、イベント開催費他
	委員会活動費	¥40,000	地区委員会
		¥20,000	選考委員会
	記念品	¥80,000	卒業コサージュ、転退職記念品(花代など)他
事業費合計	¥900,000		
通信費	-	¥84,000	会長用携帯電話
慶弔費	-	¥10,000	慶弔・見舞金
負担金	県・郡・市 PTA負担金	¥250,000	県・郡・市 PTA負担金
	P災、安全互助会	¥500,000	P災、安全互助会
	負担金合計	¥750,000	
積立金	-	¥50,000	記念事業、物品購入のための積立金
予備費	-	¥976,750	
合計		¥3,590,750	

合志市立合志楓の森小学校 PTA 規約改正 (案)

1. 第6章第9条の(2)を変更する。
2. 第7章・第8章・第9章の誤記を訂正する。
3. 第7章第3節第22条の(1)を変更する。
4. 第8章第24条を変更する。
5. 会計第1条を変更、第2条を追加する。
6. 委員会第2条に(2)を追加する。

合志市立合志楓の森小 PTA 規約新旧対照表

【 現 行 】	【 改 正 】	備 考
<p>■ 第6章 役員</p> <p>第9条 役員の任務は次のとおりとする。</p> <p>(2)副会長は、会長を補佐し、会長が不在時又は会長の職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副会長が2名以上ある時は、あらかじめ会長が決めた順序でその職務を代理し、又行う。</p> <p>■ 第6章 機関</p> <p>第3節 委員会</p> <p>第22条 本会の目的を達成するために、次のとおり委員会を設ける。</p> <p>(1)常置委員会として、地区委員会、広報委員会、体育委員会、学級学年委員会、文化委員会を常置する。</p> <p>(2)上記常置委員会の改廃は、運営委員会で決定し直近の総会で承認を得る。</p> <p>(3)特別委員会として、選考委員会を設ける。また必要に応じ臨時的に特別委員会を設ける。</p> <p>■ 第7章 会計</p> <p>第24条 本会の会費は、1世帯あたり月額3,000円とする。また教職員より1人あたり月額3,000円とする。年度内に転入する児童・教職員に関しては減免を認め、転出する児童・教職員に関しては残月額分を返金することとする。</p> <p>■ 第8章 規則改正</p> <p>二会 計</p> <p>第1条 PTA 執行部の PTA 活動における研修会等の参加交通費支給を次の通り定める。</p> <p>1 合志市内一律5,000円とする。(校区内は除く)</p> <p>2 合志市外一律10,000円とする。</p> <p>3 それ以外については、運営委員会において協議・決定する。</p> <p>二委 員 会</p> <p>第2条 特別委員会の任務は次の通りとする。</p> <p>(1) 選考委員会 各地区から選出された選考委員、執行部をもって組織し、第8条記載の役員並びに、第10条記載の会計監査を選出する。</p>	<p>■ 第6章 役員</p> <p>第9条 役員の任務は次のとおりとする。</p> <p>(2)副会長は、会長を補佐し、会長が不在時又は会長の職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副会長が2名以上ある時は、あらかじめ会長が決めた順序でその職務を代理し、又行う。</p> <p>■ 第7章 機関</p> <p>第3節 委員会</p> <p>第22条 本会の目的を達成するために、次のとおり委員会を設ける。</p> <p>(1)常置委員会として、地区委員会を常置する。</p> <p>(2)上記常置委員会の改廃は、運営委員会で決定し直近の総会で承認を得る。</p> <p>(3)特別委員会として、選考委員会、プロジェクトチームを設ける。また必要に応じ臨時的に特別委員会を設ける。</p> <p>■ 第8章 会計</p> <p>第24条 本会の会費は、1世帯あたり月額3,000円、教職員より1人あたり月額3,000円とし、4月～1月の10か月を徴収する。年度内に転入する児童・教職員に関しては減免を認め、転出する児童・教職員に関しては残月額分を返金することとする。</p> <p>■ 第9章 規則改正</p> <p>二会 計</p> <p>第1条 PTA 執行部の PTA 活動における研修会等の参加交通費支給を次の通り定める。</p> <p>1 合志市内一律5,000円とする。(校区内は除く)</p> <p>2 合志市外一律10,000円とする。(転入料金・高経料金分は表費用とする)</p> <p>3 それ以外については、運営委員会において協議・決定する。</p> <p>第2条 PTA 執行部以外の会員が合志市外への参加交通費と償は第1条の3項に準ずる。</p> <p>二委 員 会</p> <p>第2条 特別委員会の任務は次の通りとする。</p> <p>(1) 選考委員会 各地区から選出された選考委員、執行部をもって組織し、第8条記載の役員並びに、第10条記載の会計監査を選出する。</p> <p>(2) プロジェクトチーム 楓の森プロジェクトの企画・実行、6年1組・組のミニイベント等の企画・実行を推進する。</p>	<p>文言を訂正。</p> <p>誤記を訂正。</p> <p>広報・体育・学級学年・文化委員会を削除。</p> <p>プロジェクトチームを新設。</p> <p>誤記を訂正、会費改定に伴い、徴収対象月数を記載。</p> <p>誤記を訂正。</p> <p>文言を追加。</p> <p>条項を追加。</p> <p>プロジェクトチーム新設に伴い、追加。</p>

合志市立合志楓の森小学校PTA規約

■ 第1章 名称および所在地

第1条 本会は合志市立合志楓の森小学校PTAと称し、所在地を合志市栄3793番地5合志楓の森小学校内とする。

■ 第2章 目 的

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、学校、家庭、社会における児童の健全な成長と福祉増進を図り、併せて会員相互の教養を高め、教育の振興を図ることを目的とする。

■ 第3章 方 針

第3条 本会は、前述の目的を達成するため、次の方針に基づく。

1. 合志楓の森小学校の教育方針を理解し、学校教育に協力する。
2. 自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、干渉、統制も受けない。
3. 児童及び青少年の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。
4. 合志楓の森小学校の管理・運営や人事に干渉しない。

■ 第4章 活 動

第4条 本会は、前述の目的を達成するため、次の活動を行なう。

1. 教育を理解し、教育尊重の世論を喚起すること。
2. 保護者、教職員共に教養を高めるための研修に関すること。
3. 教育施設の改善・整備の促進に関すること。
4. 会の運営や活動についての広報に関すること。
5. その他、必要と認めた事項。

■ 第5章 会 員

第5条 本会は、合志楓の森小学校に在籍する児童の保護者及び教職員をもって、会員とする。

第6条 本会の会員は、次の権利と義務を有する。

- (権 利)
1. 動議を出し議決すること。
 2. 会務及び事業報告を受けること。
- (義 務)
1. 本会の目的達成のために努力する。
 2. 所定の会議に出席する。
 3. 会費を納める。

■ 第6章 役 員

第7条 本会にPTA執行部をおく。

PTA執行部は、会員相互の支え合いによる活動が潤滑に行われるよう努める。必要に応じてPTA執行部会議を開き、本会の運営方針、議案、企画及び予算案等の会務について話し合う。

第8条 PTA執行部の役員は、次のとおりとする。

会 長 1名（保護者）
副会長 2名（保護者）
書 記 2名（保護者）
会 計 3名（保護者2名、教職員1名）

1. 会長を除く役員の数人は諸事情に応じて、増減することができる。
2. 役員は、会計監査を兼ねることはできない。

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに、総会、運営委員会、PTA執行部会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在時は会長の職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副会長が2名以上ある時は、あらかじめ会長が決めた順序でその職務を代理し、又行う。
- (3) 書記は、総会に提出する議案や報告書を作成し、諸会議の議事ならびに本会の活動に関する事項を記録保管する。
- (4) 会計は、本会のすべての金銭の収支を正確に記録し、運営委員会で収支報告するとともに、総会において会計監査を経た前年度決算報告および今年度予算案を提示する。
- (5) 役員は、すべての会合に出席して意見を述べるすることができる。

第10条 本会に会計監査を2名おく。

会計監査は、本会の収支について監査を行い、総会で監査報告をする。

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 役員の仕事は、4月1日から翌年3月31日までの1年とし再任を妨げない。総会までの間は、書面承認とする。
- (2) 役員が決定するまでは、前役員または他役員の仕事とする。

第12条 役員の仕事は次のとおり定める。

- (1) 役員は、選考委員会の選出に基づき、会員に承認を得て選出する。
- (2) 役員の仕事は、事前に被指名者の同意を必要とする。
- (3) 選考委員の規則は別に定める。

第13条 本会には、顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は、前会長及び校長とし、その他に会長が委嘱したものをあてることができる。
- (2) 顧問は、本会運営に関する基本的事項についての会長の諮問に応じて意見を述べるることができる。
- (3) 顧問は、会長の要請により役員会に出席し意見を述べるができるが議決権は持たない。
- (4) 顧問の仕事は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。

■ 第7章 機 関

第14条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 常置委員会
- (5) 特別委員会

第1節 総 会

第15条 総会は、本会の最高議決機関で、定期総会および臨時総会とし、定期総会は年度初めに開き、次の事項を決定する。

- (1) 前年度活動報告及び今年度活動計画の承認。
- (2) 前年度決算及び今年度予算案の承認。
- (3) 役員改選の承認。
- (4) 規約の制定・改廃。
- (5) その他必要と認める事項。

第16条 総会は、会員数の3分の2以上の出席で成立し（委任状による出席者を含む）、議決は出席者の過半数による。議決権は、保護者1世帯および教職員1名につき1票とする。

第17条 災害時や緊急時などにおいて、総会の招集が困難と会長が判断した時、合理的かつ民主的な議決権の行使を行えるように、書面による総会を開くことができる。

第18条 運営委員会が必要と認めた場合、または、世帯数の5分の1以上の要求があった場合は、会長が臨時総会を招集する。

第2節 役員会

第19条 役員会は本会の役員を持って構成し、次の事を行う。

- (1) 行事計画を立案し、収支予算案を総会に提出する。
- (2) 総会議案の審議、並びに総会の運営、決議事項の執行。

第3節 委員会

第20条 運営委員会は、PTA執行部、常置委員会委員長、校長、教頭、主幹教諭、顧問をもって構成し、次のことを審議し、決定する。

- (1) 本会の運営に関する基本方針
- (2) 本会の運営に関する事業計画案
- (3) 総会に付議する事項（予算・決算案等）
- (4) 規定の制定及び改廃
- (5) 会則、規定等に定められた承認事項

(6) その他役員会で必要と認めた事項

第21条 運営委員会は、定期的に関くとともに、必要に応じて臨時に関くことができる。

第22条 本会の目的を達成するために、次のとおり委員会を設ける。

(1) 常置委員会として、地区委員会を常置する。

(2) 上記常置委員会の改廃は、運営委員会で決定し直近の総会で承認を得る。

(3) 特別委員会として、選考委員会、プロジェクトチームを設ける。また必要に応じ臨時的に特別委員会を設ける。

■ 第8章 会 計

第23条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって支弁する。

第24条 本会の会費は、1世帯あたり月額300円、教職員も1人あたり月額300円とし、4月～1月の10か月を徴収する。年度内に転入する児童・教職員に関しては減免を認め、転出する児童・教職員に関しては残月額分を返金することとする。

第25条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第26条 本会の決算は、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

■ 第9章 規則改正

第28条 本規則は、総会において出席者の過半数の賛同があれば改正することができる。

雑則

第1条 細則を設けることができ改廃は運営委員会において行なう。

第2条 本規約の規定および細則を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告するものとする。

第3条 文書の保存は原則5年とする。それ以降は、データでの保管とする。

付則 本規約は、令和3年6月1日より実施する。

令和4年4月6日一部改正。

令和5年4月7日一部改正。

合志市立合志楓の森小学校PTA規則細則

□会員および児童に関する弔慰規定

第1条 弔意については、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 1 児童、保護者死亡の場合 | 香典1万円 |
| 2 教職員死亡の場合 | 香典1万円 |
| 3 教職員家族死亡の場合 | |
| 配偶者・同居する両親および子供の場合 | 香典5千円 |
| 同居しない両親・子供の場合 | 香典3千円 |
| 4 弔電及び生花については任意とし、PTA執行部の判断とする。 | |

第2条 PTA会員に不慮の災害があるときは、運営委員会において適宜見舞いをなす。

第3条 その他の事柄で、運営委員会が必要と認めた場合は、上記の規定に関わらず実施できるものとする。

第4条 弔意についてすべて返礼は受けないものとする。

□役員改選

第1条 会則第22条(3)記載の選考委員会は候補者を選考し、その承諾を得て総会に報告し承認を得る。

第2条 定期総会にて承認を得ると同時にその任期を終了とし解散する。

第3条 地区委員・選考委員に関しては、新6年生の保護者を選考対象とする。

□会計

第1条 PTA執行部のPTA活動における研修会等の参加交通費支給を次の通り定める。

- 1 合志市内一律500円とする。(校区内は除く)
- 2 合志市外一律1000円とする。駐車料金・高速料金分は実費相当とする。
- 3 それ以外については、運営委員会において協議・決定する。

第2条 PTA執行部以外の会員の合志市外への参加交通費支給は第1条の3項に準ずる。

□個人情報に関する規定

第1条 「合志楓の森小学校PTA個人情報取扱方針」に沿って活動を行う。

第2条 個人情報データについては、以下の場合を除きPTA会員本人の同意なく第三者に提供および販売することを禁止する。

- ・法令に基づく場合

- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、PTA会員本人の同意を得ることが困難な場合

□委員会

第1条 常置委員会の任務は次の通りとする。

(1) 地区委員会

各地区から選出された地区委員をもって組織し、地区における会員相互や自治会との連絡、及び児童の通学路の安全点検、危険個所の改善活動を行う。

第2条 特別委員会の任務は次の通りとする。

(1) 選考委員会

各地区から選出された選考委員、執行部をもって組織し、第8条記載の役員並びに、第10条記載の会計監査を選出する。

(2) プロジェクトチーム

楓の森フェスタの企画・実行、6年生思い出づくりイベント等の企画・実行を推進する。

第3条 常置委員会、特別委員会の任期は、1年とする。

第4条 各地区の選出人数は次の通りとする。

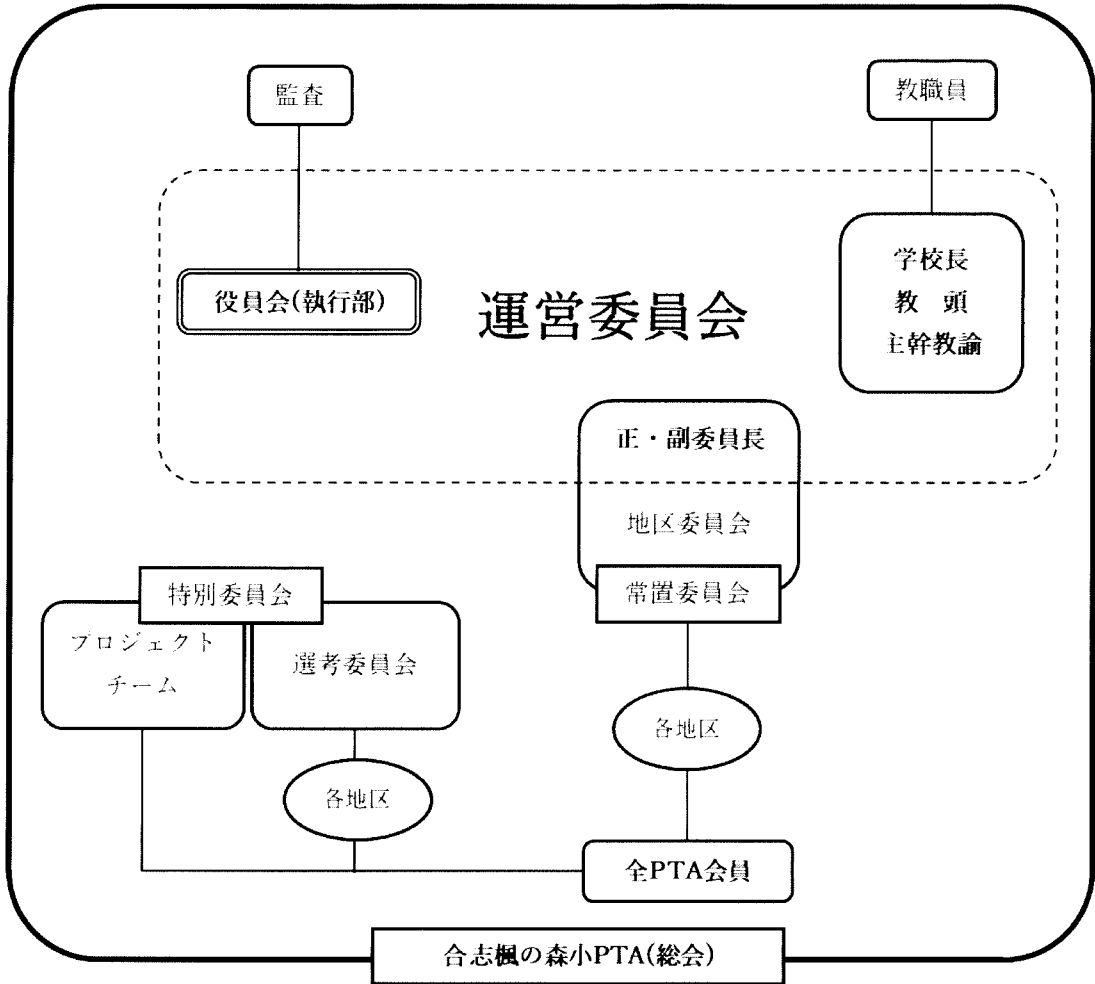
地区名	地区委員	選考委員
黒石原	12 (各町内から2名)	6 (各町内から1名)
陽光台	2	1
御代志、恵楓園等	2	1

付則 本規定は、令和3年6月1日より実施する。

令和4年4月6日一部改正。

令和5年4月7日一部改正。

合志楓の森小PTA組織図



合志楓の森小学校 P T A 個人情報取扱方針

合志楓の森小学校 P T A

(関係法令の遵守)

第 1 本校 P T A は、「個人情報の保護に関する法律」、「熊本県個人情報保護条例」等関係法令を遵守し、個人情報の適正な取扱いに努めます。

(個人情報の内容)

第 2 本会が保有する個人情報は以下の内容となります。

会員の氏名、ふりがな、住所、連絡先（電話番号）、

会員の子である児童の名簿番号、氏名、ふりがな、学年、クラス

(個人情報の利用目的)

第 3 本会が保有する個人情報は P T A 規則及び細則に掲げる事業を実施するための連絡及び組織運営にのみ利用いたします。

(個人情報の保管および提供)

第 4 P T A の保有する個人情報は P T A 名簿・ P T A 総会資料等として保管し、必要に応じて会員に配布します。 P T A 名簿・ P T A 総会資料等を配布された者はその管理に責任をもつこととします。また、 P T A 名簿は、次の範囲に限定して配布します。

(1) P T A 役員

(2) 合志楓の森小学校職員

※ P T A 役員とは、総会資料組織図における運営委員会を構成する役員をさします。

(地区委員に関しては必要に応じて所属する地区に限定した名簿を配布)

(個人情報の照会・訂正・削除等)

第 5 会員の情報を紹介・訂正・削除する場合には会員本人から直接 P T A まで直接ご連絡下さい。ご本人と確認できる場合に限り対応いたします。なお、個人情報に訂正、変更等がありましたら、できるだけ速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。

(個人情報の廃棄)

第 6 本会が保有する個人情報は原則的に P T A 脱会時（児童の卒業時または転退学時等）に全て廃棄をいたします。

(方針の改定等)

第 7 本取扱方針について運用上改善を要する場合には、改定等の変更を行うことがありますので、ご了承ください。

(窓口)

第 8 本取扱方針および本会の保有する個人情報（ P T A 会員名簿）について、ご不明な点がございましたら、クラス担任までお問合せ下さい。

(付則)

この方針は令和 3 年(2021 年)6 月 1 日より施行いたします。